



平成 28 年 3 月 30 日

各 位

会社名 川澄化学工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 昌谷 良雄  
(コード番号 7703 東証第二部)  
問合せ先 総務部長 梶山 靖弘  
(TEL 03-5769-2600)

## 監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。また、これに伴い、同日付で、平成28年6月23日開催予定の第59期定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員の異動につきましては、本日付の「代表取締役の異動および監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

- ① 構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置き、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図る。
- ② 取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図る。

##### (2) 移行の時期

本年6月23日開催予定の定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 移行の目的

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の当社第 59 期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを本日開催の取締役会で決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 法令で定める監査等委員である取締役の員数が欠けた場合において、補欠の監査等委員である取締役の選任を毎年行うことの負担に鑑み、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力を 2 年とする旨を変更案第 21 条第 4 項のとおり新設するものであります。

- ③ 取締役会の招集者および議長を、役員構成やガバナンスの体制に応じて柔軟に選定できるよう、あらかじめ取締役会で定める旨を変更案第 26 条のとおり変更するものであります。
- ④ 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を変更案第 29 条第 1 項のとおり新設するものであります。  
また、会社法の改正に伴い、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第 29 条を変更案第 29 条第 2 項のとおり変更するものであります。なお、これらの変更につきましては、各監査役の同意を得ております
- ⑤ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 28 年 6 月 23 日 (木)

定款変更の効力発生日

平成 28 年 6 月 23 日 (木)

以 上

別紙 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示す)

現行定款	変更案
<p><b>第 1 章 総 則</b></p>	<p><b>第 1 章 総 則</b></p>
<p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p>
<p>(機 関)</p>	<p>(機 関)</p>
<p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。            (1) 取締役会  <u>(2) 監査役</u>  <u>(3) 監査役会</u>  <u>(4) 会計監査人</u></p>	<p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。            (1) 取締役会  <u>(2) 監査等委員会</u>  <u>(削除)</u>  <u>(3) 会計監査人</u></p>
<p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p><b>第 2 章 株 式</b></p>	<p><b>第 2 章 株 式</b></p>
<p>第 6 条～第 12 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 条～第 12 条 (現行どおり)</p>
<p><b>第 3 章 株 主 総 会</b></p>	<p><b>第 3 章 株 主 総 会</b></p>
<p>第 13 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p>第 13 条～第 18 条 (現行どおり)</p>
<p><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p>	<p><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p>
<p>(定 員)</p>	<p>(定 員)</p>
<p>第 19 条 当社に取締役 <u>15</u> 名以内を置く。</p>	<p>第 19 条 当社に取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> <u>12</u> 名以内、<u>監査等委員である取締役 8</u> 名以内を置く。</p>
<p>(選 任)</p>	<p>(選 任)</p>
<p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>第 20 条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>

現行定款	変更案
<p>(任 期) 第 2 1 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(任 期) 第 2 1 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任決議のあった株主総会后、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第 2 2 条～第 2 3 条 (条文省略)</p>	<p>第 2 2 条～第 2 3 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第 2 4 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第 2 4 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>(取締役会の招集者および議長) 第 2 5 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長に当る。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>(取締役会の招集者および議長) 第 2 5 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた議長が招集する。議長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれに当る。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (新設)</p> <p>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第30条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 <u>当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第30条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第 5 章 監査役および監査役会</b></p> <p><u>(定員)</u>  <b>第 3 1 条</b> 当会社に監査役 5 名以内を置く。</p> <p><u>(選任)</u>  <b>第 3 2 条</b> 監査役は、株主総会において選任する。  2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p><u>(任期)</u>  <b>第 3 3 条</b> 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤監査役の選定)</u>  <b>第 3 4 条</b> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(報酬等)</u>  <b>第 3 5 条</b> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <b>第 3 6 条</b> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 5 章 監査等委員会</b></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <b>第 3 2 条</b> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(社外監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第37条</u> 当社は、社外監査役との間で、  <u>当該社外監査役の会社法第423</u>  <u>条第1項の責任につき、善意でか</u>  <u>つ重大な過失がないときは、法令</u>  <u>が定める額を限度として責任を負</u>  <u>担する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第38条</u> 監査役会に関する事項は、法令ま  たは定款に定めるもののほか、<u>監</u>  <u>査役会において定める監査役会規</u>  <u>程による。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 6 章 計 算</b></p> <p><u>第39条</u>～<u>第42条</u> (条文省略)</p> <p><u>平成23年6月21日改正</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第33条</u> 監査等委員会に関する事項は、法  令または定款に定めるもののほ  か、<u>監査等委員会において定める</u>  <u>監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 6 章 計 算</b></p> <p><u>第34条</u>～<u>第37条</u> (現行どおり)</p> <p><u>平成28年6月23日改正</u></p>

以 上